(一社) 日本経済団体連合会 会長 殿

厚生労働省人材開発統括官付 キャリア形成支援企画官

マイジョブ・カードの周知の協力依頼について

日頃より、ジョブ・カード制度の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。 ジョブ・カードについては、令和4年10月26日付け開発1026第5号「マイジョブ・カードの稼働開始のお知らせ及び周知の協力依頼について」で、下記のとおり、ジョブ・カードをオンラインで登録、更新できるウェブサイト「マイジョブ・カード」を10月26日に稼働開始したことをお知らせ申し上げましたところです。

今般、「マイジョブ・カード」のリーフレットが完成致しましたので、下記のとおり、ご周知についてご協力をお願い申し上げます。

記

- 1 サイト名称及びURL マイジョブ・カード https://www.job-card.mhlw.go.jp/
- 2 稼働開始日 令和4年10月26日(水)
- 3 主な機能
- (1) ジョブ・カード作成機能

オンライン(パソコン、タブレット、スマートフォン)でジョブ・カードを作成・保存し、いつでも更新できます。

また、記入例検索、例文の自動入力機能でジョブ・カードの作成を支援するほか、作成したジョブ・カードから履歴書・職務経歴書を自動作成できます。

(2) 情報提供機能

お役立ちコラムの掲載、お知らせメールの配信でキャリア形成に役立つ

情報を発信するほか、興味診断やスキルチェックといった自己診断機能で 自己理解を深めるのに役立ちます。

(3) 関係サイトとの連携機能

マイナポータルの「もっとつながる」からシングルサインオンでログインができるほか、ハローワークインターネットサービスにて登録されている求職情報を使ったジョブ・カード作成機能や、job tag (職業情報提供サイト(日本版 0-NET))との連携により、作成したジョブ・カードの内容をもとに関心のある職業の詳細情報を得る機能が利用できます。

4 ジョブ・カード制度総合サイトについて

ジョブ・カード制度の周知広報のためのポータルサイト「ジョブ・カード制度総合サイト」については、令和4年10月末でジョブ・カード作成支援WEB・ソフトウェアの提供を停止し、さらに令和5年1月末で閉鎖予定です。

5 周知の協力のお願い

別添の以下のリーフレット等もご活用頂き、マイジョブ・カードの普及に向けた周知にご協力をお願い申し上げます。

- (1) 全体リーフレット (A3両面見開き)
- (2) ジョブ・カードを応募書類として活用しませんか? (A4両面)
- (3) マイジョブ・カード SNS 公式アカウントのご紹介(A 4 両面) なお、上記リーフレットは、マイジョブ・カードの以下のページにも掲載予 定です。

https://www.job-card.mhlw.go.jp/guidance/leaflet